

## 平成31年第3回赤穂市教育委員会議事録

- 1 日 時 平成31年3月29日 午後4時
- 2 場 所 赤穂市役所第2庁舎第2会議室
- 3 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 尾 上 慶 昌 |
| 教育長職務代理者 | 橋 本 捷一郎 |
| 委 員      | 池 坂 めぐみ |
| 委 員      | 志 水 矛   |
| 委 員      | 木 曾 文 人 |
- 4 委員以外の出席者
- |              |         |
|--------------|---------|
| 教 育 次 長      | 永 石 一 彦 |
| 教 育 次 長      | 藤 本 浩 士 |
| 総 務 課 長      | 関 山 善 文 |
| こども育成課長      | 近 藤 雅 之 |
| 指 導 課 長      | 入 潮 賢 和 |
| 生涯学習課長       | 高 見 直 樹 |
| スポーツ推進課長     | 米 口 俊 也 |
| 市民会館長兼中央公民館長 | 山 野 良 樹 |
| 図 書 館 長      | 高 田 郁 子 |
| 学校給食センター所長   | 溝 田 康 人 |
| 文化財担当課長      | 中 田 宗 伯 |
| 市史編さん担当課長    | 小 野 真 一 |
| 書 記          | 中 村 光 男 |
- 5 付議事項
- 報告2 赤穂市学校給食費補助金交付要綱の制定について
- 報告3 赤穂市と関西福祉大学のスポーツ振興に関するパートナーシップ協定書について
- 報告4 赤穂市いじめ問題再調査委員会規則の制定について
- 第10号議案 赤穂市いじめ問題調査委員会規則の制定について
- 第11号議案 赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 第12号議案 赤穂市生涯学習指導者等登録要綱を廃止する要綱の制定について
- 第13号議案 赤穂市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について
- 第14号議案 赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について

第15号議案 赤穂市教育委員会人事異動について  
その他 問題行動、いじめ・不登校の状況について  
第16号議案 赤穂市休日一時保育事業実施要綱の制定について

議 事 録 署 名

教 育 長 尾 上 慶 昌

署 名 人 木 曾 文 人

署 名 人 志 水 矛

## 平成31年第3回赤穂市教育委員会議事録

教育長

ただいまより、第3回教育委員会を開会いたします。

委員全員のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

はじめに、平成31年第2回教育委員会議事録及び臨時会議事録の署名を池坂委員と木曾委員にお願いします。

( 教育長署名後、池坂委員、木曾委員の署名 )

次に、教育長の報告を行います。

( 別紙「教育長活動報告」のとおり報告 )

次に、赤穂市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名人2名を次のとおり指名いたします。木曾委員と志水委員にお願いします。

議事に先立ち、赤穂市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

第14号議案及び第15条議案については、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第1号の市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱に関する事件に、その他については、同規則第5条第1項第7号の会議の公開が不相当である事件に該当すると考えられますので、非公開としてよろしいか。

全委員

異議なし。

教育長

以上のと通りの賛成をもちまして、第14号議案ないしその他については、非公開と決定します。

それでは、議事に入ります。

報告2「赤穂市学校給食費補助金交付要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市学校給食費補助金交付要綱の制定について議案2～7ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

2点お聞きしたいのですが。第5条の交付申請ですが、これは申請主義ということですね。従って、申請がなければ、補助金を受け取る資格がないというか、受け取らないという、そういう保護者があっても、それはOKということですね。

事務局

あくまでも申請主義であります。

委員

もう1点。これは第7条に掛かると思うのですが、結局、保護者は一切経由しないと理解してよろしいですね。

事務局

おっしゃる通りで、保護者には経由しません。補助金は、給食セ

ンターが市からいただく形です。ただ、申請は保護者からいただくようになります。

教育長

他にご質疑ございませんか。

ご発言がないようですので、報告2「赤穂市学校給食費補助金交付要綱の制定について」の報告を終わります。

事務局

次に、報告3「赤穂市と関西福祉大学のスポーツ振興に関するパートナーシップ協定書について」事務局の説明をお願いいたします。  
( 赤穂市と関西福祉大学のスポーツ振興に関するパートナーシップ協定書について議案8～10ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

スポーツ振興に資することを目的にして、こういう連携事項について協力していくことは非常にいいことだと思います。第2条と第3条がセットで見てとれるのですが、この連携事項を具現化するための手立てと言いますか、組織というか、そういったものが、多分、その都度協議すると思うのですが、例えばスポーツ連携協議会みたいな、そういう組織を持っていますか。持っていれば、その組織には関西福祉大学は入っている？入っていない？入っていれば、これに書いていますように体育協会とか所属団体とのスポーツ交流等がいろんな意味で、スムーズにいけるといえるか或いはPRもできますし。そういう組織があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

事務局

そういう組織は設けておりませんが、現時点でスポーツ推進課が協議しながら進めていくということで。まず、この起点になりましたのは、サッカー部の関西1部昇格とか指定強化クラブというのが関西福祉大学にサッカー部も含めて、バレー部男女、剣道、野球、陸上とございまして、その中で、今後、地域貢献とかどんどんスポーツ振興に出て行って、協力・連携することによって、関西福祉大学の指定強化クラブが発展していきますし、且つ赤穂市のスポーツ振興、地域活性化にも繋がっていくということでございまして、そこらを目標に進めて参るのですが、委員の言われたような組織はございませんが、そこまで発展すればいいなと私も思っているところでございます。

委員

スポーツ先進都市を謳っておりますので、できたら点ではなく面で広げていくという点では、そういう組織があればいいなと思うので、また考えていただきたいと思います。

委員

こういう友好的な関係を持つのはいいことだと思います。例えば中学生や小学生が陸上なり、特別クラブで指導してもらいたいと思ったら、直接、関西福祉大学ではなくスポーツ推進課のほうで願

いする。そのためには、こういうパートナーシップ協定の啓発を幼稚園とか保育所・小学校・中学校にこれからしていく予定でしょうか。

事務局

調印式が終わりましたら、プレス関係にも出させていただきますし、校園所長会におきまして、こういうことをしているということを知らせていただいて、うちと大学との中で進めて参りたいと考えております。また、現に幼稚園でのサッカーの指導であるとか中学校バレー部と関西福祉大学女子バレー部との合同練習、バスケットボールが中学校で廃部になったところでジュニアバスケットボール教室というのをスポーツ推進課でやっておりますが、そちらにも関西福祉大学に来ていただいておりますし、今まで、交流が無かったことではありませんので、どんどん進めて、発展を図れたらと思っております。

教育長

ご発言がないようですので、報告3「赤穂市と関西福祉大学のスポーツ振興に関するパートナーシップ協定書について」の報告を終わります。

次に、報告4「赤穂市いじめ問題再調査委員会規則の制定について」と第10号議案「赤穂市いじめ問題調査委員会規則の制定について」は、関連がございますので、一括で事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 赤穂市いじめ問題再調査委員会規則の制定について及び赤穂市いじめ問題調査委員会規則の制定について議案11～16ページに基づき、説明を行った。 )

教育長  
委員

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

いじめ問題調査委員会規則について、近隣の市でこういうのができているかを調べてみたのですが、相生とかたつのか姫路も無いし、加古川で「加古川市いじめ問題対策委員会」これが出ていました。後、東京とか全国ではいろいろ出ていますけれど。いろんなところを見ても、赤穂市のものは非常に良いのではないかと思うわけです。これ「赤穂市いじめ問題対策委員会」ではなく「調査委員会」で、もちろん、第2条に調査を行うと書いているのですが。第7条のところに意見の聴取等とありますね。そこで、目的に調査委員会規則となれば、そこが調査活動とか調査というところもあるのですが。例えばこの第7条で委員以外の関係者を会議に出席させ、とあるのですが、その関係者というのは保護者とか、ひょっとしたら、いじめですから小学生なり中学生なり、子供、未成年もここは入るのでしょうか。

事務局

この調査会議において、関係者というのは広くとるために、大きくぼやかしているところでもあります。必要に応じて、来ていただくというところですか。委員以外に医師を場合によっては呼ぶこともございますし、広い意味で書いておりますので、広く捉えていただければと思います。

委員

そうなると、そこで調査活動になった場合、もし調査を行うにあたり、対象者が未成年である場合は保護者の同意を得た上で、対象者への心理的な負担を考慮し適切な処置を講じることとか、そういった文がよくあるのですが、そういう詳しいことではなく、課長の言われたように、そういったことは、第7条に全て含まれているということで、私は理解したいと思います。

教育長

ご発言が無いようですので、報告4「赤穂市いじめ問題再調査委員会規則の制定について」報告を終わります。第10号議案「赤穂市いじめ問題調査委員会規則の制定について」は順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第10号議案は、原案のとおり議決されました。

次に、第11号議案「赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について、議案17ページ及び議案参考資料2ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

委員

赤穂小と城西小は赤穂中学校区ですから、それが準備期間ということでもいいのですが、今年、尾崎小と御崎小がして、いろんな連携ということ、7校園でいろんな話し合いがある中で、赤穂東中学だけ全然そういう話し合いをしていないということでは、同じ地域の人たちが尾崎小なり御崎小なりで関わってくるとなるのに、東中学だけどうして入れなかったのか。準備期間として今年度入れればいいのにと考えたのですが、いかがでしょうか。

事務局

計画段階で4校ずつ増やしていこうということで、増やしていききました。その際に、小学校・中学校を見た時に、小学校のほうが区切り地域として小さく、地域としてまとまりやすいので、まず、そこを一つ小学校から挙げて、次の年に中学校をとという形で、計画を進めて参りました。ただ、来年度については、小学校・中学校が一度に赤穂中学校区については立ち上がるわけですが、年度も毎年、校長のほうにはお話しさせていただいているので、浸透をさせて進

めておりますので、一度の開催、設置という形で行いたいと考えております。

委員

来年度には全ての学校がコミュニティスクールになるということですね。私は非常に良いことだと思っております。コミュニティスクールというのは、もちろん地域とともにある学校ですが、いろんな諸問題を解決する一つのキーだと私は考えておりました、例えば小規模校の問題もそうですし、子供たちの生きる力を育む、こういうのも地域の力を借りないと上手くいかないのではないかと。そういった意味で、今の大事な施策というか方向ということで、来年度には完成するということを非常にうれしく思っています。是非、来年度は全ての学校がコミュニティスクールになるということに期待をしています。

教育長

他にご発言が無いようですので、第11号議案「赤穂市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第11号議案は、原案のとおり議決されました。

次に、第12号議案「赤穂市生涯学習指導者等登録要綱を廃止する要綱の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 赤穂市生涯学習指導者等登録要綱を廃止する要綱の制定について議案18ページに基づき説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言が無いようですので、第12号議案「赤穂市生涯学習指導者等登録要綱を廃止する要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成をもちまして、第12号議案は原案のとおり議決されました。

次に、第13号議案「赤穂市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について」事務局の説明をお願いいたします。

事務局

( 赤穂市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について、議案19～23ページに基づき、説明を行った。 )

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言が無いようですので、第13号議案「赤穂市立学校文書管理規程の一部を改正する規程の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決いたします。



全委員  
教育長

異議なし。

以上のおおりの賛成をもちまして、第13号議案は原案のおおりに議決されました。

次に、第14号議案「赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について」事務局の説明をお願いします。

[ 非公開案件として、第14号議案「赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

教育長

次に、第15号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、第15号議案「赤穂市教育委員会人事異動について」説明を行い、その後審議を行った。] 原案承認

事務局

ただいま議決をいただきました第15号議案に基づき、平成31年度4月1日付けで教育委員会に配属予定の幹部職員の自己紹介をさせていただきますと思います。

( 教育委員会配属予定幹部職員入場、自己紹介後退場 )

教育長

審議を再開いたします。

次に、その他「問題行動、いじめ・不登校の状況について」事務局の説明をお願いいたします。

[ 非公開案件として、「問題行動、いじめ・不登校の状況について」説明を行い、その後審議を行った。]

教育長

次に、議案書(その2)第16号議案「赤穂市休日一時保育事業実施要綱の制定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

( 赤穂市休日一時保育事業実施要綱の制定について、議案(その2)1～6ページ及び別紙に基づき、説明を行った。)

教育長

ただいまの事務局の説明について、ご質疑ございませんか。

ご発言が無いようですので、第16号議案「赤穂市休日一時保育事業実施要綱の制定について」順次、委員のご確認をいただき、表決といたします。

全委員

異議なし。

教育長

以上のおおりの賛成を持ちまして、第16号議案は原案のおおりに議決されました。

その他事務局からの報告事項等ございますか。

事務局

(平成31年第4回定例教育委員会を4月25日(木)午後2時から赤穂市役所第2庁舎で開催することを報告した。)

教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これを持ちまして第3回教育委員会を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(午後5時11分閉会)